

Y 校 会 規 約

2026年2月7日

<p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、Y校会と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会は、会員相互の研修と親睦を図り、会員の文化的な生活の向上に資するとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第3条 本会の事務局は、一般社団法人進交会事務局に置く。</p> <p>(会 員)</p> <p>第4条 本会の会員は、Y校を卒業した者をもって構成し、Y校会会費を納める者を正会員、他を一般会員とする。</p> <p>(役 員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <table border="0"><tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>副 会 長</td><td>若干名</td></tr><tr><td>常 任 幹 事</td><td>若干名</td></tr><tr><td>幹 事</td><td>各期若干名</td></tr><tr><td>会 計 監 事</td><td>2 名</td></tr><tr><td>顧 問</td><td>若干名</td></tr><tr><td>相 談 役</td><td>若干名</td></tr></table> <p>(1) 会長は本会の運営を総理する。</p> <p>(2) 副会長・常任幹事は会長を補佐し、総務を担当する。</p> <p>(3) 会長・副会長・常任幹事・会計監事をもって役員会を構成し、本会の会務を総括する。</p> <p>(4) 幹事は幹事会を構成し、同期会と連絡を図り同期会を総括する。</p> <p>2. 会長、副会長、常任幹事、会計監事は役員会に於いて幹事より選出し、総会で承認を得る。</p> <p>3. 幹事は役員会が正会員より選任する。</p> <p>4. 顧問・相談役は会長が委嘱する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第6条 役員・幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(総 会)</p> <p>第7条 本会は年1回、本会の目的を遂行するため、総会を開催する。但し、幹事会をもってこれに代える事ができる。</p> <p>2. 総会は事業報告、事業計画、決算、役員</p>	会 長	1 名	副 会 長	若干名	常 任 幹 事	若干名	幹 事	各期若干名	会 計 監 事	2 名	顧 問	若干名	相 談 役	若干名	<p>承認、規約の改正及びその他必要事項について審議する。</p> <p>3. 総会は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は会長が決定する。</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 本会にその目的達成のために以下の委員会を置く。</p> <p>(1) 総務・広報・母校支援務委員会</p> <p>(2) 企画・運営委員会</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第9条 各委員会の委員の任期は2年とし、正会員の中から会長、副会長、事務局で人選を行う。</p> <p>第10条 本会は、第8条の委員会の他、役員会の承認により特別委員会を置くことができる。</p> <p>(会 費)</p> <p>第11条 『Y校会会費』は年間1口1,000円とし、口数の上限は設けない。又、母校支援の為及び本会の記念行事の為に臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。</p> <p>(規約改定)</p> <p>第13条 本規定は幹事会総会出席者の3分の2の賛同をもって改定することができる。</p> <p>附 則 1. 本規約は平成26年2月15日 改正</p> <p>2. 本規約は令和6年2月3日 改正</p> <p>3. 本規約は令和8年2月7日から施行する。</p>
会 長	1 名														
副 会 長	若干名														
常 任 幹 事	若干名														
幹 事	各期若干名														
会 計 監 事	2 名														
顧 問	若干名														
相 談 役	若干名														

